

[事案 22-25] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 23 年 5 月 31 日 和解成立

<事案の概要>

不適切な募集により短期間に 8 件の保険に加入させられたとして、全ての契約を無効にして既払込保険料を返還してほしい。

<申立人の主張>

平成 18 年 6 月から 10 月までに契約した 8 件の契約は、以下のとおり、募集人による不適切な募集行為によるものであるから、8 件すべての契約を無効とし、既払込保険料全額（実際は受領済の解約返戻金等を控除した差額）を返還してほしい。

(1) 平成 18 年 6 月頃、紹介者である知人同席のもとで募集人と初めて面談した際、「離婚調停を目前にしており、手元の資産を一時的に移動しておきたい。当該資金は自宅の建築資金に充てるため、短期間、絶対損をしない商品を購入したい」と伝えたところ、募集人から、「顧客に損をさせたことはない、任せてほしい…」と言われ、6 月と 8 月に変額個人年金保険（申立契約①、②）に加入した。しかし、実際には元本保証のない、受取額が一時払保険料を下回る可能性のある商品であった。

(2) 他社で加入していたこども保険の代わりになるものとして、平成 18 年 9 月に障害保障保険（申立契約③）と終身保険（同④）を、10 月に終身保険（同⑤）にそれぞれ加入したが、年間保険料合計額は 200 万円にのぼるため、募集人に対し、「このような高額の保険料を継続的に支払うことはできない」と伝えたところ、募集人から、「第 2 回保険料（年払い）まで支払えば解約しても損をしない」と言われ、契約に至った。しかし、その説明は事実と反するもので、第 2 回保険料を支払った後でも解約返戻金は払込保険料の総額を超えることはなかった。

(3) 平成 18 年 9 月、10 月に医療保険（申立契約⑥、⑦）と傷害保険（同⑧）に加入したが、告知書の記入に際して、募集人から既往症等につき不実告知の教唆を受けた。

<保険会社の主張>

募集人に対する募集時の経緯等の調査を行った結果、下記のとおり、申立人の主張するような事実はなく、申立人の要求に応ずることは出来ない。

(1) 変額個人年金（申立契約①、②）については、申立人の自宅において、「ご契約のしおり・約款」、及び「特別勘定のしおり」を申立人に手交し契約内容を説明し、申込書による申込を受けている。これらの手交書類には、運用実績による積立金額等の変動、最低保証がないこと、受取額が一時払保険料を下回る可能性がある旨明記され、適切に説明している。また、重要事項について説明を受け内容を理解したことを確認する趣旨で、申込書に確認印の押捺を受けている。

(2) 障害保障保険（申立契約③）と終身保険（同④、⑤）については、申立人の自宅において、「ご契約のしおり・約款」を申立人に手交し、契約内容を説明し、申込書、告知書により申込みを受けている。「ご契約のしおり・約款」には、途中で解約した場合の返戻金は、

多くの場合には払込保険料の合計額よりも少ない金額になることが明記され、適切に説明している。

- (3) 医療保険(申立契約⑥、⑦)と傷害保険(同⑧)については、申立人の自宅において、「ご契約のしおり・約款」を申立人に手交し、契約内容を説明したうえで、申込書、告知書により申込みを受けている。これらの書類には、告知について、契約者や被保険者には健康状態などについて正しい告知をする義務があること、告知書は被保険者自身で正確に記入のうえ署名をする必要があることが、数箇所に明記され、適切に説明している。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人の主張は、法的には、申立契約①から⑤については、要素の錯誤による無効(民法95条)、詐欺による取消(同法96条1項)の主張と解し(なお、不実告知教唆が申立契約⑥から⑧の無効もしくは取消の理由になる根拠は明らかではない)、申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人からの事情聴取の内容にもとづき審理した。

審理の結果、下記の諸事情を総合考慮した結果、生命保険相談所規程第41条第1項により、審査会としての和解案の受諾を当事者双方に勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

(1) 申立人側の事情

- (a) 申立人は、申立契約①から⑤までの契約について、申込書に自署捺印しており、パンフレットに基づく説明はなされていることが認められ、申立人は当時30歳代であり、十分な判断能力も具わっていたと考えられるので、募集人から勧められるままに、上記書類に自署捺印した事に相当程度の過失があったことは否定できない。
- (b) 申立人は、変額個人年金保険(申立契約①、②)については、平成18年12月と同19年2月に自ら減額請求手続きをとり、減額還付金を受け取っており、契約の有効性を前提とする行為と評価される。
- (c) 医療保険(申立契約⑥、⑦)と傷害保険(同⑧)について、申立人は、募集人による不実告知教唆がなされたと主張するが、告知を正確になさなければならないことは当然のことであり、告知書にも明記されている。告知義務違反が保険会社側からの解除事由となることはあっても、保険契約者からの保険契約の無効事由や契約の取消事由となったりすることはない。

(2) 募集行為における問題点

本件では、募集人の勧誘行為につき、以下のような問題点が存在する。

- (a) 事情聴取において、募集人は、初めて申立人と面談した際、「離婚調停を目前にしており、手元の資産を一時的に移動しておきたい、当該資金は自宅の建築資金に充てる」という話は聞いていないと述べるが、そのような状況にあった申立人が、それを話さないということは考えにくい。この点につき、募集人は、事情聴取において、申立契約①か②の契約の際に申立の事情の話は聞いているが、それ以外の話は聞いていない、と述べるが、申立人が、プライバシーに関わる事情の話だけを募集人に話す

ということは不自然と言うほかない。

- (b) 事情聴取において、契約の締結場所につき、申立人は、原資を預けてあった銀行内もしくは駐車場の車の中であると述べ、募集人は喫茶店であると述べ、対立しているが、いずれにせよ、そのような場所では保険の内容について十分な説明がなされなかった可能性は否定できない。
- (c) 申立契約③から⑤については、年間保険料が合計 200 万円を超えており、実際、保険料は 2 回分が支払われたのみで、契約は失効している。募集人は、事情聴取において、「申立人が当時、事業主であり年収は平均 1000～2000 万円あり、自分の計算では、保険料はその 1 割にも満たないと判断した」と述べるが、このような推測のみに基づく不十分な根拠に基づき、高額な保険料の支払いを続けていくことができると判断したことは、募集人としては不適切な行為と言われても止むを得ない。
- (d) 相手方会社によれば、不適切な募集があったことを裏付ける客観的な証拠がなく、不適切な募集の事実は確認できなかったというが、不適切募集に客観的な証拠がないことは普通の事態であり、募集人の取り扱った契約について申立人の申出に類似した不適切募集の疑いが報告された事実があったこそ問題であると言わざるを得ない。